

**名古屋西税務署からのお知らせ**  
 ~自宅からのe-Taxでいたなぐらぐら~

確定申告会場は、毎年、大変混み合います。多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、ご自宅からスマートフォン等を利用したe-Tax（電子申告）で申告書を作成・提出することができます。

また、e-Taxを行うことで、申告書の印刷や申告書及び添付書類（本人確認書類やふるさと納税に係る寄付金の受領証など）の税務署への持参や郵送が不要となります。（一部の書類は提出が必要です。）e-Taxは確定申告期間24時間利用可能です。

**▼申告書作成・送信の流れ**

**STEP1** マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホを準備（事前にマイナンバーアプリのインストール・設定が必要です。）  
**STEP2** 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、確定申告書を作成・送信

**▼困ったときはこちらで解決**

チャットボット ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！

**▼問合せ** 名古屋西税務署

☎052・521・8251（自動音声により案内しております。お問合せの際は、「2」を選択してください。）

せの際は、「2」を選択してください。）

れた場合は、翌年度から新しい名義人に課税されます。

なお、家を建てられたときは、建物の表題登記をする必要があります。未登記の家屋を所有されている方は、法務局で手続きを行ってください。

**▼登記済家屋の取り壊し**

取り壊した年の内に法務局へ滅失登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

**▼未登記家屋の取り壊し**

取り壊した後、速やかに町へ届け出てください。

**▼登記済家屋の名義変更**

名義変更があった年の内に法務局へ所有権移転登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

**▼未登記家屋の名義変更**

名義変更後、速やかに町へ届出をしてください。その年の内に届出をしなかった場合は、翌年度も旧名義人へ課税されてしまいます。

**▼届出方法**

役場1階4番窓口（税務課）に届出書を用意してあります。事前にお問い合わせいただき、手続きをしてください。

**▼問合せ** 税務課課税グループ

☎28・2434

**▼問合せ** 総合福祉センター南館ひまわり

☎39・3600

**南館ひまわり施設の利用規制**

総合福祉センター南館ひまわり・児童館の外壁、窓建具等の改修工事に伴い、利用規制を行います。利用者の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**▼工事予定日**

〜令和6年3月中旬

**▼規制内容**

|     |  |                 |
|-----|--|-----------------|
| 施設名 | コミュニティセンター（1階）   | 児童館（2階）         |
| 部屋名 | ひまわりプラザ、会議室、ラウンジ、ボランティア室   | 講堂、子ども工房、集会室、楽室 |
| 12月 | 南館ひまわり等は、工事のため現在閉館中です。閉館は12月下旬まで予定していますが、詳細な日程は、施設掲示、SNS、町ホームページ等でお知らせします。 |                 |

**▼注意事項**

利用中止期間は、工事の進捗状況により変更する場合があります。

施設利用できる期間でも、他の部屋の工事による大きな音、振動及び匂い等がある場合があります。

工事日程については、施設掲示、SNS、ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。

**▼問合せ** 総合福祉センター南館ひまわり

☎39・3600